

第3回 川内川水害に強い地域づくり推進協議会

アクションプログラム策定の経緯
(第5回幹事会を含む)

平成21年3月5日(木)

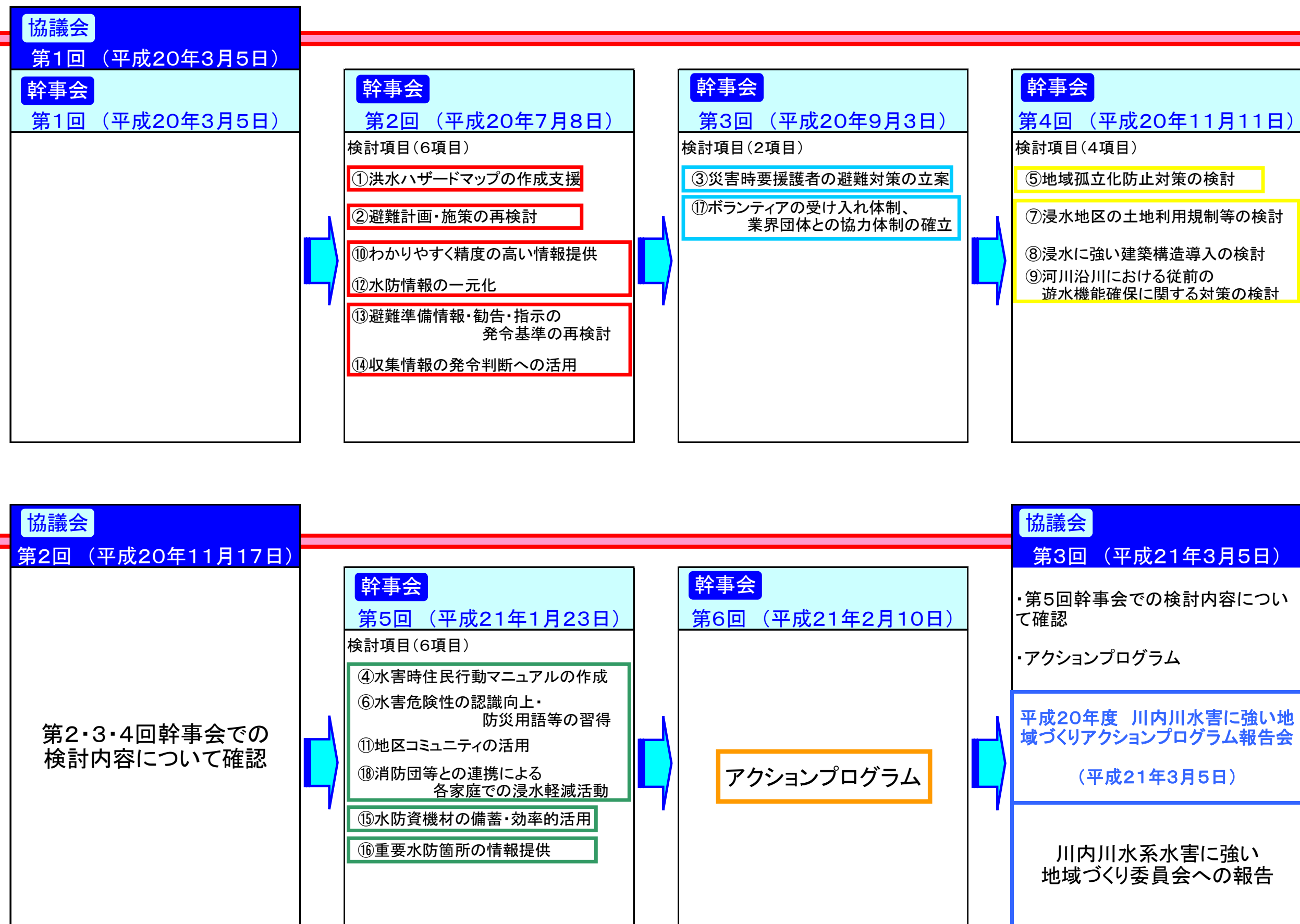
アクションプログラム作成のスケジュール(案)

基本方針	番号	具体的施策	本会議事項	H20年度						H21年度		H22年度	
				12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	10月
避難計画の充実	1	洪水ハザードマップの作成支援											
	2	避難計画・施策の再検討											
	3	災害時要援護者の避難対策の立案											
	4	水害時住民行動マニュアルの作成	◎										
	5	地域孤立化防止対策の検討											
水害の危険性に関する認識向上	6	水害危険性の認識向上・防災用語等の習得	◎										
	7	浸水地区の土地利用規制等の検討											
	8	浸水に強い建築構造導入の検討											
	9	河川沿川における従前の遊水機能確保に関する対策の検討											
洪水時の情報提供・伝達機能の向上	10	わかりやすく精度の高い情報提供											
	11	地区コミュニティの活用	◎										
	12	水防情報の一元化											
避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化	13	避難準備情報・勧告・指示の発令基準の再検討											
	14	収集情報の発令判断への活用											
水防・救助体制の強化	15	水防資機材の備蓄・効率的活用	◎										
	16	重要水防箇所の情報提供											
	17	ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立											
	18	消防団等との連携による各家庭での浸水軽減活動	◎										
水害に強い地域づくりの効率的推進	19	水害に強い地域づくり推進協議会の設置											
アクションプログラムの冊子作成			◎										
会議の設置			準	幹 協		幹	幹	幹	幹 協	幹 幹 報	協 報	幹 協 報	協 報
主な出来事									大口市・菱刈町 合併(H20.11)				激特終了 H22年度

注1) 第2回幹事会検討 第3回幹事会検討 第4回幹事会検討 第5回幹事会検討 第6回幹事会検討

注2) 準備会を「準」、推進協議会を「協」、幹事会を「幹」、委員会への報告会を「報」と表現している。

推進協議会・幹事会の開催スケジュール(案)



各アクションプログラムをまとめて実施することでより良い効果が得られるものをひとまとめで実施する

川内川水害に強い地域づくり

アクションプログラム（案） （第5回幹事会）

平成21年1月23日

基本方針	番号	具体的施策	検討事項	アクションプログラム(案) 作成のスケジュール							
				平成19年度		H20年度					
				12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
避難計画の 充実	1	洪水ハザードマップの作成支援									
	2	避難計画・施策の再検討									
	3	災害時要援護者の避難対策の立案									
	4	水害時住民行動マニュアルの作成	◎								
	5	地域孤立化防止対策の検討									
水害の危険性に関する認識向上	6	水害危険性の認識向上・防災用語等の習得	◎								
	7	浸水地区の土地利用規制等の検討									
	8	浸水に強い建築構造導入の検討									
	9	河川沿川における従前の遊水機能確保に関する対策の検討									
洪水時の 情報提供・ 伝達機能の 向上	10	わかりやすく精度の高い情報提供									
	11	地区コミュニティの活用	◎								
	12	水防情報の一元化									
避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化	13	避難準備情報・勧告・指示の発令基準の再検討									
	14	収集情報の発令判断への活用									
水防・救助体制の強化	15	水防資機材の備蓄・効率的活用	◎								
	16	重要水防箇所の情報提供	◎								
	17	ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立									
	18	消防団等との連携による各家庭での浸水軽減活動	◎								
水害に強い地域づくりの効率的推進	19	水害に強い地域づくり推進協議会の設置									

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策 番号	具体的 施策名	プロ グラム 番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年 【-:未実施】						実施に当たっての留意点と考え方、 特筆すべき事項	対応策(案)	備 考
					H18.7以前 (水害以前)	H20.12末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度	激特終了後			
4	水害時住民行動マニュアルの作成	〈11〉	地域住民自らの手による水害時 住民行動マニュアルの作成 自助・共助	薩摩川内市	-	-	募集	実施予定 マニュアル作成予定			-	・全市町において募集し、募集に応じた自治会・校区(全市町)において出前講座としてマイ洪水ハザードマップ及び水害時住民行動マニュアルを作成する。その後、全域へ展開する。	-
				さつま町	-	-	募集	実施予定 マニュアル作成予定					
				旧大口市	-	-	募集	実施予定 マニュアル作成予定					
				旧菱刈町	-	-							
				湧水町	-	-	募集	実施予定 福祉避難誘導マニュアル作成予定					
				えびの市	-	-	募集	実施予定 マニュアル作成予定					
6	水害危険性の認識向上・防災用語等の習得	〈15〉	出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供	薩摩川内市	実施済み 市出前講座						・鹿児島県防災研修センターによる出前講座を活用する。 ・宮崎県県民防災教室を開催する。 ・「水害から身を守るために」防災用語説明パンフを活用する。 ・市町による出前講座を実施する。	-	-
				さつま町	-	実施済み 町出前講座							
				旧大口市	-	実施済み 県出前講座							
				旧菱刈町	-	実施済み 町出前講座							
				湧水町	-	実施済み 県出前講座							
				えびの市	実施済み 市出前講座								
				鹿児島県	実施済み 県出前講座								
				宮崎県	実施済み 県民防災教室								
		〈16〉	職場、自治会・自主防災組織等で地域防災講座の開催、地域防災訓練等の実施 公 助	薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練						・市民サポーター研修会(薩摩川内市)を開催する。 ・県、市町が主催する防災訓練及び講座を実施する。	-	-
				さつま町	-	実施済み 総合防災訓練							
				旧大口市	-	実施済み 総合防災訓練							
				旧菱刈町	-	実施済み 防災の日訓練							
				湧水町	-	実施済み 総合防災訓練							
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								

注)  :プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの  :継続による効果増を期待するもの
 :実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの  :実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策 番号	具体的 施策名	プロ グラム 番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【-:未実施】						実施に当たっての留意点と考え方、 特筆すべき事項	対応策(案)	備 考
					H18.7以前 (水害以前)	H20.12末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度	激特終了後			
16	重要水防箇所の情報提供	〈32〉	重要水防箇所の情報提供	薩摩川内市	提供済み						・県の水防計画書・HP、水防・洪水予報連絡会、重要水防箇所合同巡視等を通して重要水防箇所情報を提供している。 ・H20.4から川内川河川事務所HPで空撮写真を合わせて情報提供し、さらに見やすく、理解しやすくしている。	・防災教育の場などで活用していく。 ・一般住民の方々に河道の持つリスクを理解してもらうためにも重要水防箇所のPRを積極的に行う。	-
				さつま町	提供済み								
				旧大口市	提供済み								
				旧菱刈町	提供済み								
				湧水町	提供済み								
				えびの市	提供済み								
				鹿児島県	提供済み								
				宮崎県	提供済み								
				川内川河川	提供済み	改良済み							
		〈33〉	重要水防箇所に適した水防工法の訓練・学習	薩摩川内市	実施済み						・水防演習を毎年開催し、水防工法の普及に努めている。 ・重要水防箇所調書に最適工法を記載する。	・毎年1回以上は水防工法の訓練・学習を行う。	
				さつま町	実施済み								
				旧大口市	実施済み								
				旧菱刈町	実施済み								
				湧水町	実施済み								
				えびの市	実施済み								
				鹿児島県	実施済み								
				宮崎県	実施済み								
				川内川河川	実施済み								
11	地区コミュニティの活用	〈24〉	自治会や自主防災組織単位での避難行動(自治会や自主防災組織単位での水防訓練や防災教育) 自助・共助	薩摩川内市	実施済み 自主防災組織訓練					・自治会、自主防災組織が関わって、防災教育・訓練を実施した場合に「実施済み」とする。 ・消防・警察等の防災のプロが関わって、防災教育・訓練を実施することが望ましい。	-	-	
				さつま町	実施済み 自主防災組織訓練								
				旧大口市	実施済み 自主防災組織訓練								
18	消防職員等との連携による各家庭での浸水軽減活動	〈36〉	消防職員等のアドバイスの下で自治会・自主防災組織を中心とした各家庭での浸水被害軽減活動のための教育・体験学習	旧菱刈町	実施済み 自主防災組織訓練								
				湧水町	実施済み 自主防災組織訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災組織訓練								

注) 提供済み : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの 改良済み : 継続による効果増を期待するもの
実施済み : 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの 実施可能 : 実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策 番号	具体的 施策名	プロ グラム 番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年 【-:未実施】						実施に当たっての留意点と考え方、 特筆すべき事項	対応策(案)	備 考
					H18.7以前 (水害以前)	H20.12末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度	激特終了後			
15	水防資機材の備蓄・効率的活用	〈30〉	水防資機材の十分な備蓄 (水害前) 平成18年7月洪水に 対応できる備蓄目標 を十分とする	薩摩川内市	備蓄済み						・地区によっては、平成18年7月22日 出水規模になると、水防団は避難優 先となるため、水防資機材の利用は ほとんどない。 ・市町としては、既往の水防資機材を 補充する形で量的充足を図ることが 現実的である。	・資機材の使用分を把握し、計画的に水 防資機材の充足を図る。 ・(財)自治総合センター等のコミュニティ 助成事業を活用(窓口は県)する。	
				さつま町	備蓄済み								
				旧大口市	一部備蓄済み		備蓄強化						
				旧菱刈町	一部備蓄済み								
				湧水町	一部備蓄済み	備蓄済み							
				えびの市	備蓄済み								
				鹿児島県	備蓄済み 備蓄支援								
				宮崎県	備蓄済み 備蓄支援								
		〈31〉	水防資機材の広域的利用体制 の確立 (水害時)	薩摩川内市	-	確立済み 鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定					・鹿児島県及び県内各市町間の災害 時相互応援協定(H19.6)締結済みで ある。 ・防災ステーションは整備済みであ る。 ・九州地方整備局内の災害対策用機 械機器等の応援体制も確立済みで ある。	・水害時に市町所管の水防資機材が不 足した場合には、県・国にて補完する。	-
				さつま町	-	確立済み 鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定							
				旧大口市	-	確立済み 鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定							
				旧菱刈町	-	確立済み 鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定							
				湧水町	-	確立済み 鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定							
				えびの市	確立済み 宮崎県市町村防災相互応援協定								
				鹿児島県	-	確立済み 鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定							
				宮崎県	確立済み 宮崎県市町村防災相互応援協定								
				川内川河川	確立済み	九州地方整備局管内災害対策用機械機器等の応援体制							

注) : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの : 継続による効果増を期待するもの

: 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの : 実施可能性を探っているもの

『④ 水害時住民行動マニュアルの作成(1)』

アクションプログラム成果

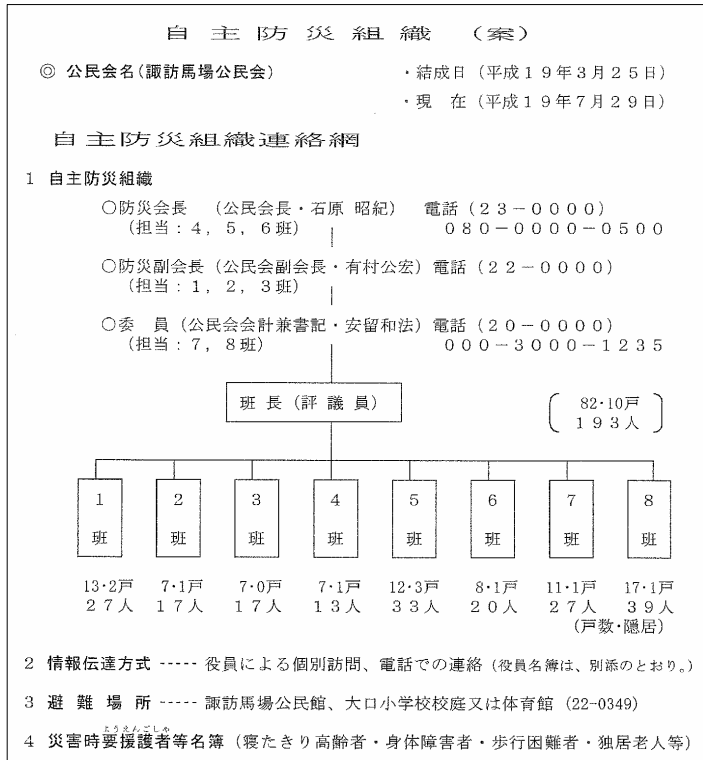
<11> 地域住民自らの手による水害時住民行動マニュアルの作成

「地域住民自らの手による水害時住民行動マニュアル」につながる動きとして、旧大口市諏訪馬場公民会の自主防災訓練の訓練次第他資料を紹介する。そして、これらの動きと「マイ洪水ハザードマップ」の作成を合わせて出前講座等でより水害に強い地域づくりを進めていくための流れを紹介する。

訓 練 次 第	
7月29日(日) 午前7:30~9:00	
場 所 ① 参集及び訓練場所 ⇒ ○○ 宅(空き家) ② 避難場所 ⇒ 諏訪馬場公民館	
防災訓練	
1 開催の挨拶(副会長)	
2 会長の挨拶	
3 本日の日程について(会計兼書記)	
4 訓練項目(会長)	
(1) 諏訪馬場公民館の自主防災訓練について	40分
① 大雨と台風の災害に対する予防対策について	
② 高齢者、一人で生活している方などの安全対策などについて	
③ 台風接近に対する、事前準備や避難の方法などについて	
④ 災害時要援護者の避難体制について	
(2) 鹿児島北部豪雨の検証について	10分
(3) 避難訓練の実施訓練について	30分
(○○宅から諏訪馬場公民館への避難訓練)	
(避難所での炊き出し訓練)	
(諏訪馬場公民館から○○への帰宅訓練)	
(4) その他(想定外の訓練)	
5 質疑及び反省会、会長挨拶	10分
6 終了の挨拶(副会長)	

水害時行動
を踏まえた
連絡体制の
構築

自主防災組織の連絡網



災害時要援
護者支援を
踏まえた体
制づくり

災害時要援護者支援体制

災害時要援護者の支援者のご依頼について(案)	
災害時要援護者支援制度については、今年から大口市で制度化されたところですが、諏訪馬場公民会も次の8名の方が大口市に登録されることになりました。	
なお、災害はいつ発生するかわかりませんので、災害時に要援護者を支援する人を決めておく必要があります。公民会の三役、民生委員の方と話し合っ、次の方に災害時の支援者になっていただいたらと云うことになり、支援者名簿(案)を作成しました。	
お忙しいと思いますが、この主旨をご理解いただき、支援者をご引受けいただきたいと思います。宜しくお願いします。	
災害時要援護者、支援者名簿 (案)	
災害時要援護者・電話番号	災害時要援護者の支援者・電話番号
(1班) ○○ ○○ (23-0000) (2班)	(1・2班の班員で支援) ◎△△ △△(22-0000)、△△ △△(22-0000) ◎△△ △△(22-0000)、△△ △△(22-0000) △△ △△(22-0000)、 △△ △△(000-3000-1000)
(3班)(6班)	(3・6班の班員で支援)
(4班) ○○ ○○ (22-0000) ○○ ○○ (22-0000) (5班) ○○ ○○ (22-0000) ○○ ○○ "	(4・5・6班の班員で支援) ◎△△ △△(22-0000)、△△ △△(22-0000) ◎△△ △△(22-0000)、△△ △△(22-0000) △△ △△(22-0000)、△△ △△(22-0000) △△ △△(22-0000)、△△ △△(22-0000)
(7班) ○○ ○○ (22-0000) ○○ ○○ (22-0000) (8班) ○○ ○○ (22-0000)	(7・8班の班員で支援) ◎△△ △△(22-1272)、△△ △△(22-7646) ◎△△ △△(22-6376)、△△ △△(22-6560) △△ △△(090-9071-7012) △△ △△(22-0225)

水害に備えるための基礎知識

4 非常持出品を用意しよう。 ※避難時に両手が使えるようにリュック(できれば防水)に入れ、重さは女性10kg、男性15kgが目安です。 ○飲料水(ペットボトル入り、ミネラルウォーター)、非常缶詰、カップ麺など)、 ○懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品(ばんそうこう、消毒薬、かゆみ止め、病人やお年寄りの常備品など)、ヘルン)など。 ○現金(小銭から1万円まで必要なお金を用意)、ライター、保険など身分証明書のコピー、印鑑、預金通帳、軍手、日常生活に必要なもの、携帯電話(充電器)。	6 強風の中での修理 ○風が強くなってからの、雨どい、瓦やトタンの修理はしないようにしよう。修理が必要ときは専門家にお願いして下さい。
5 風水害に備えよう。 ※家屋への浸水、雨漏りや強風への備えが必要です。日頃しておき、自分で改善できないものは、専門業者に依頼しましょう。 ○割れているガラスはないか、又強い風で窓などが壊れそうか。このようなときは、誰かに手伝ってもらい、板などで ○屋根瓦のうきあがったところはないか。あるときは、専	7 避難場所の確認など ○普段から家族、友達などと避難場所や避難する道路を決めておきましょう。なお、大口市では、諏訪馬場は大口小学校(22-0349)が避難場所になっています。又当公民会では、諏訪馬場公民館も避難場所です。
	8 避難は早めに、又避難するときの注意することは。 ○例年予想されない所で大きな災害が発生しています。自分の家や土地は、今まで災害が発生していないからといって、安心してはいけません。 ○危険を感じたら早めの自主避難を心がけましょう。この場合、公民会長などに連絡してから避難して下さい。(石原: 22-3937) ○親戚や友達のとこに避難することも、一つの方法です。又公民館などに避難する方法もあります。(数人あつれば安心します。)このときも、避難先の連絡を公民会長や班長にしましょう。

の基
礎
知
識

〇〇公民館
水害時住民行動
マニュアル

これらの情報を集約して
水害時住民行動マニュアルとして整理・作成



個人、あるいは、自主防災組織単位の見点
からのマイ洪水ハザードマップの作成

出前講座等の場で作成

『④ 水害時住民行動マニュアルの作成(2)』

アクションプログラム成果

7.22水害以後、各市町で自主防災組織率が増加傾向にある(図-1)。特に、薩摩川内市やさつま町の下流域で今まで低かった自主防災組織率が急増しており、大水害によって地域住民自身の防災意識が向上しているだけでなく、各市町行政サイドの出前講座や防災訓練等による地域への働きかけが地域防災力の向上に役立っている。

このような流れを踏まえ、更に、水害に強い地域づくりを効率的・効果的に実現していくために、マイ洪水ハザードマップの作成に取り組む予定である。(図-3)。マイ洪水ハザードマップ作成にあたっては、水害時の円滑な避難を誘うという実用面だけでなく、危険箇所等の情報を整理し地域住民の防災意識の向上を育むと共に、地域情報を共有することにより地域コミュニティの活性化を狙うものである。この結果、図-2にも示す自主防災組織の活動も活発になることが期待される。

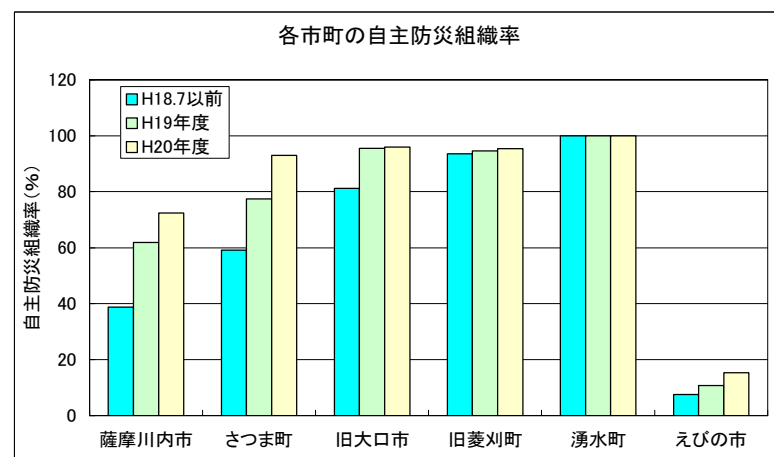
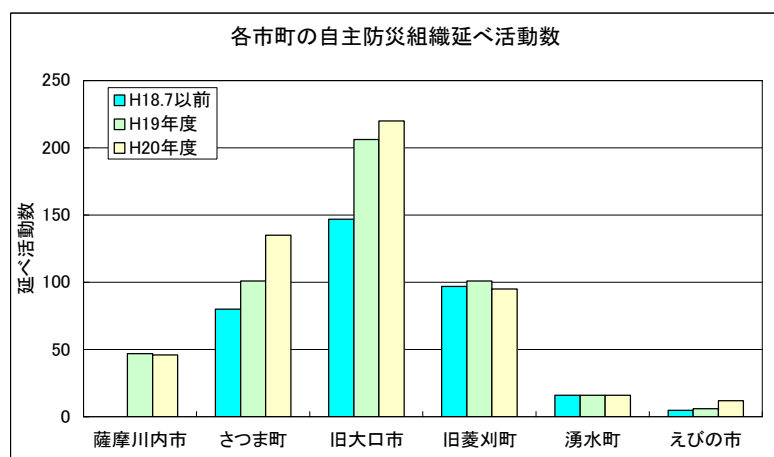


図-1 各市町の自主防災組織率の変化



注1)薩摩川内市は消防局指導の自主防災訓練含む
 注2)さつま町は消防局による出前講座活動含む
 注3)旧大口市、および旧菱刈町は消防組合関係の訓練及び講習会を含む
 注4)えびの市は消防署指導の自主防災訓練含む
 注5)H18.7以前とあるが、H18年度扱いとしている市町もある
 注6)述べ活動回数は自治体内のコミュニティ・自治会等の数に左右される

図-2 各市町の自主防災組織延べ活動数

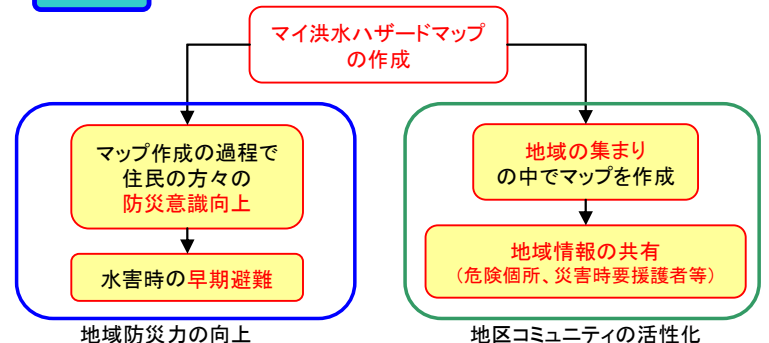
注)上記2つのグラフは各市町に届け出があった活動のみ整理

マイ洪水ハザードマップを作成しませんか<出前講座>

目的

平常時:地区コミュニティを活用して、地域防災力を高めるため
水害時:早期避難など、水害時の対応を促進するため

効果



ハザードマップってこんな感じ



マイ洪水ハザードマップは、市町から提供される洪水ハザードマップをベースに、あなたの家と避難場所を結ぶ避難経路について、避難時に想定される危険箇所や支障となる事項を整理し、これを自主防災組織・個人単位でマップとして作成するものです。



マイ洪水ハザードマップ作成イメージ(えびの市DIG実施風景)

作成手順例

ステップ1



既往洪水の発生状況や洪水ハザードマップに関する説明を行う。また、今後のスケジュールについても確認。

ステップ2



洪水ハザードマップをベースに避難時の危険箇所や支障となる事項を整理し、マイ洪水ハザードマップ(案)を作成。

ステップ3



前回検討結果をベースに現地調査を行い情報精度向上。現場で気づいた事をマップに書き込む。

ステップ4



現地調査の結果をマイ洪水ハザードマップに反映。作成したマップを使って今後の水防活動に関して討議。あわせて住民行動マニュアル(案)を作成。

スケジュール例

5月中

6月中

7月中

8月中

川内川水害に強い地域づくり推進協議会

■薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、えびの市
 ■国土交通省川内川河川事務所

■鹿児島県

■宮崎県

図-3 マイ洪水ハザードマップの作成過程

『⑥ 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得(1)』

アクションプログラム成果

＜15＞出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供



【平成20年6月26日 出前講座(可愛地区)】



【平成20年8月31日 出前講座(月見団地)】

薩摩川内市



【平成20年6月25日 広橋公民会防災研修会資料】
※写真は別の機会の時のもの

さつま町



【平成20年7月20日 消火器取り扱い訓練】

旧菱刈町



【平成20年2月17日 町出前講座】

湧水町



【平成20年7月6日 旧大口市総合防災訓練における
災害図上訓練(DIG)】

旧大口市

えびの市政出前講座 (講座名：防災)

平成20年8月8日(金)
文化センター視聴覚室

担当課名：えびの市役所総務課

1. えびの市の災害対策について P1～P4
 - 情報連絡本部、災害対策警戒室、災害対策本部
 - 風水害及び地震発生時の緊急屋外避難所等

2. 防災気象情報について P5～P20
 - 宮崎県の区分区
 - 大雨に関する防災気象情報の発表の流れ
 - 気象の・注意報・気象情報（警報の種類と解説）
 - 河川の共同洪水予報（洪水警報・注意報）
 - 気象情報の種類
 - 風速と予想される被害の関係
 - 地震、津波に関する情報の概要
 - 震度と予想される被害の関係
 - 火山現象に関する情報
 - 天気予報－明日までの天気予報
 - 季節予報

④資料 P30～P35

- ア. 台風発生数と台風上陸数、接近数
- イ. 九州南部勢力の南入り、明け
- エ. 宮崎県の警報・注意報基準
- オ. 大雨警報・注意報発表基準
- エ. 洪水警報・注意報発表基準

⑤別添

- 県民防災しおり－防災べんり帳
- エフェーム宮崎 開局20周年企画 地震防災ハンドブック

水位に応じた危険度レベル

川には、水位の高さに応じた危険度のレベルがあります。

水位

レベル

レベル5 はん室の発生
はん室の発生は、はん室の発生による被害が予想される状態です。

レベル4 はん室危険水位
はん室の発生が予想される状態です。

レベル3 避難判断水位
避難の必要が予想される状態です。

レベル2 はん室注意水位
はん室の発生が予想される状態です。

レベル1 水防団待機水位
水防団の出動が予想される状態です。

水位

レベル5 はん室の発生
はん室の発生は、はん室の発生による被害が予想される状態です。

レベル4 はん室危険水位
はん室の発生が予想される状態です。

レベル3 避難判断水位
避難の必要が予想される状態です。

レベル2 はん室注意水位
はん室の発生が予想される状態です。

レベル1 水防団待機水位
水防団の出動が予想される状態です。

色による分類

各水位の色によって区別され、はん室の危険度の高低が把握されるよう工夫されています。

レベル1 黄色
レベル2 黄色
レベル3 黄色
レベル4 黄色
レベル5 黄色

川内川における水位一覽表

河川名	観測所	観測所 標高 (m)	水防団待機水位	はん室注意水位	はん室危険水位	はん室発生水位	はん室発生水位
川内川	川内川	179.0	3.00	4.00	4.50	5.00	5.50
川内川	宮之城	19.00	3.10	4.00	4.50	5.00	5.50
川内川	長瀬川	川内	0.00	3.70	4.70	5.30	5.80

【平成20年8月8日 出前講座資料(目次と中身抜粋)】

えびの市

『⑥ 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得(2)』

アクションプログラム成果

<15> 出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供

各市町の出前講座の実施状況表(H20年以降の実施状況を整理)

	薩摩川内市		さつま町			旧大口市	旧菱刈町	湧水町		えびの市	
講座名	自主防災組織の結成と運営	自主防災組織の結成と運営	東町公民会防災研修会	広橋公民会防災研修会	虎居町サロン防災研修会	災害図上訓練(DIG)	消火器取扱訓練	救命救急訓練	炊き出し訓練	えびの市政出前講座	DIG訓練
開催日	平成20年6月26日	平成20年8月29日	H20年6月12日	平成20年6月25日	平成20年6月23日	平成20年7月6日	平成20年7月20日	平成20年2月17日	平成20年2月17日	平成20年8月8日	平成20年12月18日
開催時間	19:00～20:00	19:00～20:00	18:30～	19:00～	18:30～	13:00～16:00	6:00～7:00	9:00～12:00	9:00～12:00	10:00～12:00	19:00～21:00
開催場所	可愛地区コミセン	みささぎ自治会	若草集会所	広橋公民館	虎居地区公民館	大口ふれあいセンター	-	防災訓練会場	防災訓練会場	文化センター視聴覚室	上大河平小学校
対象者	地区全自治会長	自治会役員	住民	住民	住民	消防団幹部及びコミュニティ協議会防災担当者	-	全住民	全住民	えびの市長寿社会学習会	上大河平地区自主防災組織
参加人数	44名	21名	30名	30名	20名	約100名	-	50名	50名	30名	24名
講座内容	組織の結成と運営 自主防災組織の必要性 自主防災組織の活動のあり方・実例 結成後の訓練活動等	組織の結成と運営 自主防災組織の必要性 自主防災組織の活動のあり方・実例 結成後の訓練活動等	広橋公民会資料とほとんど内容は同じ	別紙添付資料(広橋公民会)	広橋公民会資料とほとんど内容は同じ	各コミュニティ協議会が指定する会場に集合し、鹿児島県防災研修センターから講師を招いて、災害図上訓練を実施。	町防災訓練の際に消火器取扱い訓練を実施。	町総合防災訓練に合わせ、鹿児島県防災研修センターにより救急救命訓練の実施。	町総合防災訓練に合わせ、町社会福祉協議会・食生活改善推進員により非常食の炊き出し訓練の実施。	えびの市の災害対策、防災気象情報についての講座を行った。	地震が発生したとき自分が行うべき行動とは何か、必要なものは、取り決め事項は、また地域の弱い点、強い点は何かを考えていただいた。

『⑥ 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得(3)』

アクションプログラム成果

<16> 職場、自治会・自主防災組織等で地域防災講座の開催、地域防災訓練等の実施



【平成20年5月31日 薩摩川内市総合防災訓練】
薩摩川内市

平成20年度 さつま町防災訓練実施要領



日時 平成20年6月29日(日) 午前7時30分～
場所 さつま町内一円、川内川浸水想定区域内各公民会

さつま町

【平成20年6月29日 さつま町総合防災訓練】

さつま町



第2回 大口市総合防災訓練について(案)

- 1 日時 平成20年7月6日(日)
- 2 場所 各コミュニティ協議会・公民会・自主防災組織
- 3 目的 平成18年7月に発生した鹿児島県北部豪雨災害で、市の対市(公助)だけでは限界があり、早期に各種対策をとることが難しい場合が考えられました。そのような状況の中で、自分の命を自分の努力で守る(自助)とともに、日頃から顔を合わせている地域や隣近所の人たちで地域を守る(共助)ことが大切です。このような観点から、各コミュニティ協議会単位で、自主的な防災訓練を実施し、地域ぐるみの防災態勢の構築並びに防災力の向上を図ります。
- 4 訓練想定 集中豪雨のため、市内土砂災害危険箇所及び浸水想定区域に土砂災害及び洪水被害の恐れがあるため市内全域に避難勧告を発令する。
※上記被害想定以外にも、地震災害等を被害想定にした訓練も可。
- 5 実施要綱 市内全域に避難勧告が発令されたという想定で、各コミュニティ協議会に委ねた訓練を実施
- 6 各コミュニティ協議会の動き
(1) 8:30 避難準備警報発令(メール受信)
(2) 9:00 避難勧告発令(サイレン鳴動及びメール受信)
(3) 各コミュニティ協議会・公民会・自主防災組織
【訓練の内容例】
①情報伝達訓練
②危険箇所、消火水利等の確認
③避難訓練
④初期消火訓練
⑤給食・給水訓練
奇抜出・救助訓練(心臓蘇生法等の研修)・・・希望団体は事前連絡
⑦DIG(図上訓練)・・・希望団体は事前連絡



【平成20年7月6日 旧大口市総合防災訓練】

旧大口市



【平成19年7月20日 旧菱刈町防災訓練】

旧菱刈町



【平成20年2月17日 湧水町総合防災訓練】

湧水町



【平成20年5月17日 えびの市総合防災訓練】

えびの市

『⑬ 重要水防箇所の情報提供』

アクションプログラム成果

＜32＞重要水防箇所の情報提供

〔1〕重要水防箇所合同巡視の実施

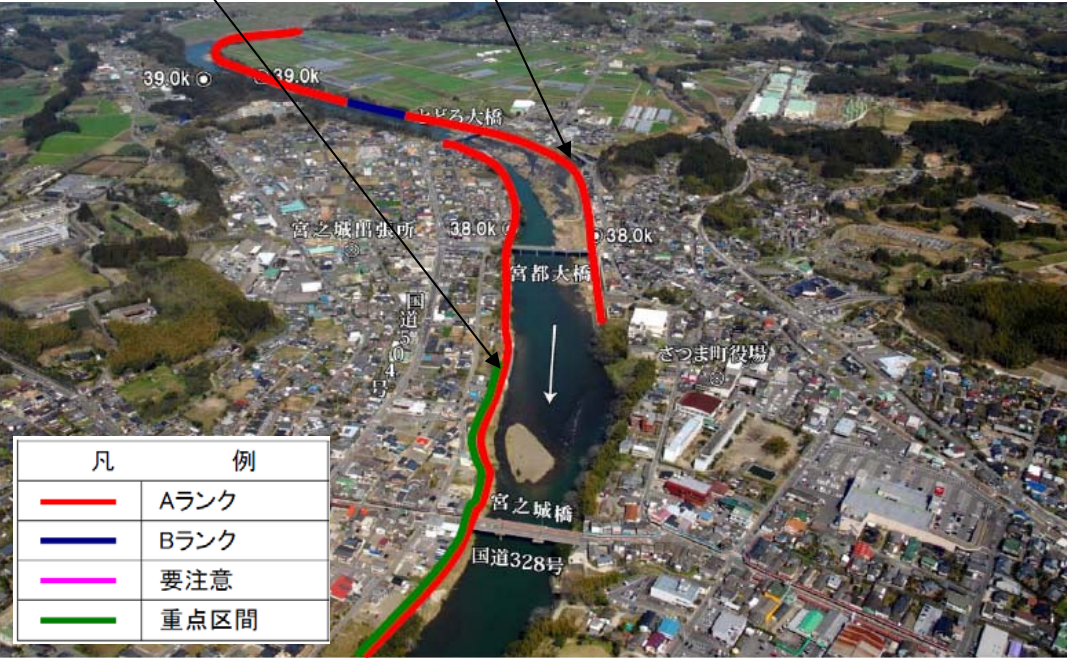
毎年、市町、県、土木事務所、消防署、警察署、自衛隊等と川内川河川事務所が出水期前に合同巡視を行い、水防意識の高揚を図ると共に、重要水防区域や重要水防構造物の現状把握を行っている。

〔2〕重要水防箇所情報の提供

- 現在、重要水防箇所の確認方法は以下の2つである。
- ①川内川河川事務所のHP上でPDFファイルを確認する。
 - ②各市町の水防計画書で確認する。

地域住民の方々がもっと簡単に重要水防箇所を確認できるように重要水防箇所の位置図と重要水防箇所の設定理由、選択すべき水防工法が連動した情報を提供する。

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
31	鹿児島県	川内川	薩摩郡さつま町山崎	左岸	34 K 200 ~ 34 K 400	150	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高 A) 無堤地区の為、高さ不足	積土俵工
32	"	"	薩摩郡さつま町川口	右岸	34 K 600-150 ~ 34 K 800	350	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高 A) 無堤地区の為、高さ不足	"
33	"	"	薩摩郡さつま町虎居	右岸	36 K 000 ~ 38 K 400	2,620	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高 A) 無堤地区の為、高さ不足	"
34	"	"	薩摩郡さつま町川原	左岸	37 K 800-100 ~ 38 K 600	1,020	河床不足の為、溢水の恐れあり (堤防高 A) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	"
35	"	"	薩摩郡さつま町時吉	左岸	38 K 800 ~ 39 K 800	945	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高 A) 無堤地区の為、高さ不足	"
36	"	"	薩摩郡さつま町柏原	右岸	39 K 400+30 ~ 41 K 600+13	2,430	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高 A) 無堤地区の為、高さ不足	"
37	"	"	薩摩郡さつま町湯田	左岸	40 K 200 ~ 41 K 800+50	2,050	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高 A) 無堤地区の為、高さ不足	"
38	"	"	薩摩郡さつま町湯田	左岸	43 K 800 ~ 44 K 000	205	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高 A) 無堤地区の為、高さ不足	"
39	"	"	薩摩郡さつま町神子	右岸	43 K 800 ~ 44 K 000	240	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高 A) 無堤地区の為、高さ不足	"



【重要水防箇所の合同巡視】

＜33＞重要水防箇所に適した水防工法の訓練・学習

毎年、川内川流域内市町の持ち回りで水防演習を開催し、水害時対応の一つとして水防工法の訓練・学習を行うと共に、流域市町、河川管理者、自衛隊の連携による水防活動体制の強化に努めている。

開催年	開催場所
H17	薩摩川内市
H18	大口市
H19	さつま町
H20	菱刈町(水難事故発生のため中止)
H21(予定)	薩摩川内市



【H19.5.13 川内川水防演習(下流地区)】

『⑪ 地区コミュニティの活用、⑬消防職員等との連携による各家庭での浸水軽減活動(1)』

アクションプログラム成果

<24>自治会や自主防災組織単位での避難行動(自治会や自主防災組織単位での水防訓練や防災教育)

<24>と<36>の違いは組織だった学習・訓練の中に専門家が入っているかどうかの違いである。

<36>消防職員等のアドバイスの下で自治会・自主防災組織を中心とした各家庭での浸水被害軽減活動のための教育・体験学習



【平成20年6月20日 本俣地区自主防災訓練】
薩摩川内市



【平成20年6月29日 さつま町総合防災訓練】
さつま町



【平成20年7月6日
平出水地区
自主防災訓練】

【平成20年7月6日 曾木地区自主防災訓練】
旧大口市



【平成19年7月20日 旧菱刈町防災訓練】
旧菱刈町



【平成20年2月17日 湧水町総合防災訓練(防災訓練会場)】
湧水町



【平成20年12月18日 DIG演習(上大河平小学校)】
えびの市

『⑪ 地区コミュニティの活用、⑬消防職員等との連携による各家庭での浸水軽減活動(2)』

アクションプログラム成果

<24>自治会や自主防災組織単位での避難行動(自治会や自主防災組織単位での水防訓練や防災教育)

<24>と<36>の違いは組織だった学習・訓練の中に専門家が入っているかどうかの違いである。

<36>消防職員等のアドバイスの下で自治会・自主防災組織を中心とした各家庭での浸水被害軽減活動のための教育・体験学習

自主防災組織単位の避難訓練実施状況(H20年以降の実施状況を整理)

	薩摩川内市			さつま町							
年月日	平成20年6月20日	平成20年7月21日	平成20年8月31日	平成20年3月	平成20年6月1日	平成20年6月29日	平成20年6月19日	平成20年6月27日	平成20年7月6日	平成20年7月13日	平成20年7月15日
活動時間	14:30～16:00	8:00～10:30	8:00～10:00	—	—	—	—	—	—	—	—
開催場所	本俣自治公民館	平佐東地区	月見団地自治会館	—	—	各地	公民会グランドゴルフ場	—	—	—	—
地区名	藤川地区	平佐東地区	川内地区	さくら	吉川 南川	各公民館・ 公民会	上向中	虎居大角	下川口	紫尾下 別野	栗野
参加人数	41名	80名	80名	40名	10名(吉川) 92名(南川)	約2500名	93名	6名	31名	60名(紫) 17名(別)	15名
活動概要	避難訓練・通報訓練・ 避難(訓練)放送・消火 訓練・災害復旧状況報 告・炊き出し訓練(ア ルファ米)	避難訓練	初期消火訓練(水消火 器) 応急担架作成 応急処置訓練	危険箇所点検、災害 時要援護者把握	危険箇所点検、要援 護者把握、情報伝達 訓練(吉川) 危険箇所点検、避難 訓練、防災研修(南 川)	情報伝達訓練、避難 訓練、危険箇所の点 検、避難場所確認、独 居・要援護者訪問、自 主防災組織の説明等	情報伝達訓練、避難 訓練(公民会グランド ゴルフ場)	情報伝達訓練、消防 水利確認、独居訪問	心肺蘇生法の研修(消 防署指導)	情報伝達訓練、個別 受信機点検(紫) 危険箇所点検、要援 護者把握、避難訓練 (別)	放水訓練

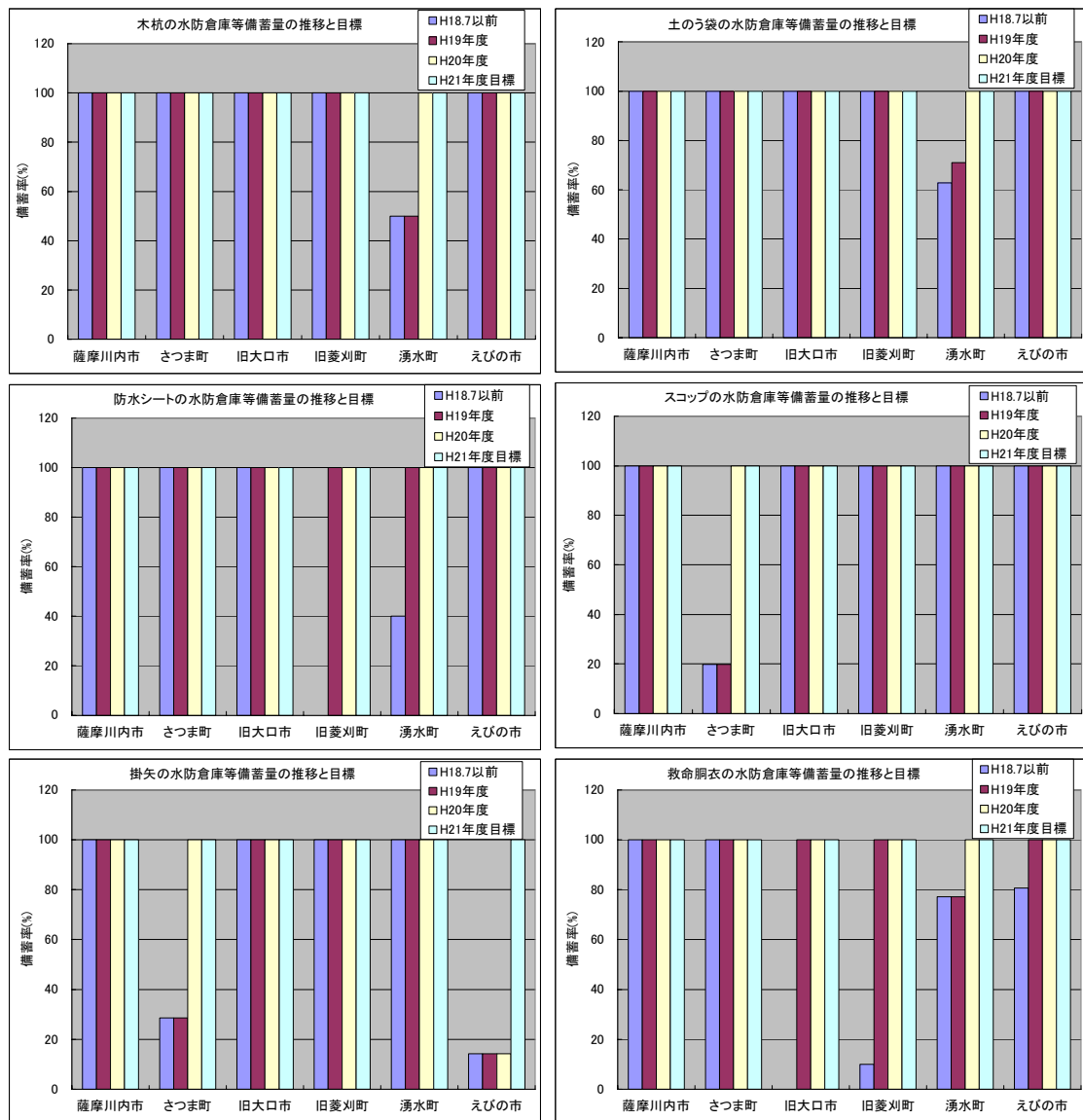
	さつま町				旧大口市	旧菱刈町	湧水町	えびの市
年月日	平成20年7月16日	平成20年7月20日	平成20年9月7日	平成20年9月	平成20年7月6日	平成20年7月20日	平成20年2月17日	
活動時間	—	—	—	—	8:00～12:00	6:00～7:00	9:00～12:00	
開催場所	—	—	—	—	各コミュニティ協議会	各自主防災組織	防災訓練会場	
地区名	山崎町	上仲町 ホープタウン 湯之元 上場 大野 柳野	弓之尾	布田	11コミュニティ協議会	92地区	全地区	
参加人数	38名	不明(上仲町) 30名(ホープ) 25名(湯) 不明(上場) 25名(大野) 14名(柳野)	不明	40名	2502名	約300名	50名	
活動概要	情報伝達訓練、避難 訓練	放水訓練、避難場所確認 (上仲町) 消火訓練(消防署指導) (ホープ) 災害発生時対応協議(湯) 消火訓練(上場) 情報伝達訓練、危険箇所・ 避難場所確認(大野) 危険箇所把握・点検(柳 野)	集落研修で県防災研 修センターへ行く	要援護者把握	避難誘導訓練 炊き出し訓練 災害時要援護者の安 否確認等	災害時要援護者への 避難体制の確認 避難訓練	町総合防災訓練に合 わせ、避難誘導訓練・ 初期消火訓練の実 施。	

『⑮ 水防資機材の備蓄・効率的活用』

アクションプログラム成果

<30>水防資機材の十分な備蓄

市町の主な水防資機材の備蓄量の推移および目標を示す。ほとんどの市町では現況の水防資機材量を維持する方針であるが、湧水町では総合防災訓練を機会に備蓄増強を図っている。
今後は、現在の水防資機材量を維持確保すると共に、これらの水防資機材が不足する場合の近隣市町・県・国土交通省との連携による広域的な利用体制の確立を図ることが効率的で効果的な水防資機材の利用方法と考えられる。



備蓄目標		薩摩川内市	さつま町	旧大口市	旧菱刈町	湧水町	えびの市
	木杭	3,040	650	450	818	100	500
	土のう袋	74,750	4,800	3,500	6,280	7,250	3000
	防水シート	68	126	26	21	50	50
	スコップ	442	297	182	81	30	43
	掛矢	171	28	12	7	40	35
	救命胴衣	475	330	94	50	259	62

注) 備蓄目標は平成21年度のもの

注) 上記グラフは各年の備蓄量をH21年度備蓄目標量で割ったものである。また、各自治体とも上記の水防資機材だけでなく、更に多くの様々な水防資機材を備蓄している。

<31>水防資機材の広域的利用体制の確立

1) 栗野防災ステーションの利用体制確立



3) 九州地整内応援体制

4. 地方自治体等への災害対策車等貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、九州地方整備局が災害対策用として保有する建設機械類（以下「災害対策車等」という。）の地方自治体等への貸付について、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、災害対策車等とは別表－1に示す機械機器等をいう。

(使用範囲)

第2条 災害対策車等は、異常な天然現象その他により地方自治体等が管理する道路又は河川等に災害が発生したとき、当該現地において応急対策の指揮、連絡及び広報活動等を行うために貸付（以下「緊急貸付」という。）するほか、防災訓練等を行うために貸付（以下「平常貸付」という。）することができる。

(管 理)

第3条 緊急貸付期間中及び平常貸付期間中に係る災害対策車等の管理は、災害対策車等保有事務所より出動した時点から災害対策車等保有事務所への返納が完了するまで、借受地方自治体等の責において管理するものとする。

なお、借受期間中に破損した部分等は、原形復旧して返納するものとする。

(緊急貸付)

第4条 地方自治体等からの要請により、災害対策車等を緊急貸付しようとするときは、「災害の応急復旧工事について（通達）（昭和53年建設省機発第419号）」及び「災害復旧のための応急組立橋の利用について（昭和50年事務連絡）」、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ（平成15年3月24日）」によるほか、別図－1の指示連絡系統（緊急貸付）に基づき、災害対策本部長（九州地方整備局災害対策本部運営要領第2条に規定する本部長。以下次条において同じ。）が指示するものとする。

ただし、直轄管理区間等において緊急使用が見込まれる事態が発生し、災害対策本部長より返却の指示があった場合、直ちに地方自治体等は使用を中止して、災害対策本部長が指定する場所に返却するものとする。

(平常貸付)

第5条 地方自治体等からの要請により、災害対策車等を平常貸付しようとするときは、あらかじめ貸付を受けようとする地方自治体等が、当該地方自治体等の行政区域を通過または近接する直轄管理の道路または河川を管理する事務所長及び管理

2) 県と市町との災害時相互応援協定

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。
(1) 以下に掲げる物資等の提供及びあつせん
ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
(2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
(3) 以下に掲げる施設等の提供
ア 被災者の一時収容のための施設
イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
(4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 応援項目の種類及び内容
ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあつせん
イ 物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
ウ 第2条第2号に掲げる職員の派遣
エ 職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
オ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供
カ 被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
キ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供
ク 依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

所長（以下「近隣事務所長等」という。）を経由し、災害対策車等保有事務所長と協議のうえ、別図－1の指示連絡系統（平常貸付）に基づき、災害対策車等保有事務所長が貸付するものとする。

ただし、直轄管理区間等において緊急使用が見込まれる事態が発生し、災害対策本部長より返却の指示があった場合、直ちに地方自治体等は使用を中止して、災害対策本部長が指定する場所に返却するものとする。

(運搬要員及び運搬要員並びに通信要員の確保)

第6条 災害対策車等の貸付にあたっては、原則として地方自治体等が運搬及び運搬並びに通信のための要員を確保するものとする。

(運転経費の負担)

第7条 緊急貸付及び平常貸付に係る災害対策車等の運搬及び運転に要する経費は、借受地方自治体等が全額を負担するものとする。

(特 例)

第8条 地方自治体等への災害対策車等の貸付について、この要領により難しいときは、九州地方整備局長の承認を受けて特例を設けることができる。

(貸付手続)

第9条 本要領に基づく災害対策車等の緊急貸付については、別紙－1の災害対策用建設機械借受（貸付）返納要請・命令書によることを原則とする。